

2026年3月19日

(公社) 日本口腔外科学会代議員選挙告示

公益社団法人 日本口腔外科学会は、下記により2026・2027年度代議員選出のための選挙を実施いたします。

記

1. 選出する代議員の数 335 (加えて補欠代議員)
2. 任期 2年 (選任の2年後に実施される代議員選挙の終了の時まで)
3. 選挙人 正会員として2025年9月1日から引き続き本学会に在籍し、2025年度までの会費を2月28日(土)までに完納している者で、本年4月1日時点で本学会に在籍している者
4. 被選挙人 以下の全ての要件を満たす者
(立候補できる方、候補者推薦を受けることができる方)
 - ①正会員として本学会に引き続き6年以上在籍し、2025年度までの会費を2月28日(土)までに完納している者
 - ②2026年4月1日の時点で、一般社団法人日本歯科専門医機構認定専門医資格あるいは口腔外科学会認定指導医資格(専門医資格を辞退し指導医資格のみ更新を含む)を有する者
 - ③2026年4月1日の時点で、68歳未満である者
5. 立候補又は推薦届出期間 立候補期間:2026年5月1日(金)～同年5月15日(金)
(当日の消印有効)
推薦期間:2026年5月1日(金)～同年5月31日(日)
(当日の消印有効)
6. 立候補又は推薦の方法
 - ①本学会ホームページの「2026・2027年度代議員選挙」からそれぞれの用紙をダウンロードし、代議員選挙管理委員会(〒108-0014 東京都港区芝5-27-1 三田SSビル3F 本学会事務局気付)に郵送する。【書留郵便等 確実な方法で提出すること。】
 - ②代議員候補者の推薦は、正会員1名につき候補者3名以内とする。
(立候補した方は推薦者になることは出来ません。)
7. 選挙方法
 - (1) 選挙人名簿の閲覧
 - ①正会員は、5月1日(金)から5月15日(金)までの間、本学会事務局において縦覧又は閲覧することができる。
なお、本学会事務局は、土・日曜日及び祝日は閉室となるので、留意すること。

②5月1日（金）から5月31日（日）までの間、本学会ホームページ上に
選挙人名簿を掲載し、閲覧に供する。

(2) 異議申立て 正会員は、選挙人名簿に誤りのある時は、5月15日までに、異議の申立てを
することができる。異議の申立ては、その異議の内容を明記し、記名・捺印し
た文書（様式自由）を書留郵便で、代議員選挙管理委員会（以下「委員会」と
いう。）に郵送する。

**(3) 候補者名簿の
作成と送付** 委員会は、選出母体ごとに代議員候補者の名簿を作成する。
6月30日までに、大学施設選挙人に候補者名簿と投票用紙を、診療施設
選挙人に Web 投票案内を郵送する。

(4) 【投票】 投票は、記号式無記名投票とする。
①大学施設代議員の選出母体に所属する選挙人
代議員定数に相当する数の候補者を選出し、7月20日（当日の消印有効）
までに委員会宛に郵送する。【返信用封筒使用】
②診療施設に所属する選挙人
候補者1名を選出し、7月20日までに本学会会員専用ページ MyWeb
から電子投票を行う。

(5) 開票 2026年7月28日（火）12：00～

8. 当選人の決定 (1)代議員定数に応じ、得票数の多い者から順に当選人と決する。
(2)ただし、診療施設にあつては、各都道府県から最低1名以上選出できる
よう按分し、都道府県ごとに得票数の多い者から順に当選人と決する。
(3)得票数が同数の場合は、再投票は行わず、①正会員歴が長い順、②代議
員歴の長い順とする。

9. 選挙結果の公告 当選人が決定した時は、選挙結果を本学会ホームページに掲載し、選挙人及
び被選挙人の閲覧に供する。
公告日：2026年7月28日（火）【予定】

10. 異議の申立て 選挙の効力に異議のある選挙人及び被選挙人は、選挙結果の公告日から14
日以内（**必着**）に、異議を申し立てることができる。異議の申立ては、その
異議の内容を明記し、記名・捺印した文書（様式自由）を書留郵便で、委員
会宛に郵送する。

11. その他 その他疑義が生じた場合は、その都度委員会において決定する。